

城東台学区連合町内会表彰規程

(目的)

第1条 この規程は、本会が町内会活動等に功績のあった者を表彰することについて必要な事項を定める。

(表彰の種類)

第2条 表彰は、表彰状及び感謝状とする。

(表彰)

第3条 次の各号の一に該当する者について会長が表彰状を贈呈する。

- ① 相当期間、単位町内会役員等で町内会長から推薦のあった者
- ② その他、会長が特に必要と認めた者

(感謝状)

第4条 次の各号の一に該当する者について会長が感謝状を贈呈する。

- ① 4年以上単位町内会長の職にあって退任した者
- ② その他、会長が特に必要と認めた者

(単位町内会長)

第5条 第3条①項の町内会長及び第4条①項の単位町内会長とは、町内会名簿へ登録された町内会の代表者をいう。

(在職年数の計算)

第6条 第4条①項に該当する者の在職年数は、次の各号により計算する。

- ① 在職年数は、就任の月から起算し、1年に満たない端数は1年とする。
- ② 再就任した者の在職年数は通算する。

(付則)

この付則は平成12年4月16日より施行する。